資料４－１

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の概要

（平成４年６月制定・平成５年４月施行）

（我が国に生息する希少種の保護）

◎レッドリストの作成
◎レッドデータブックの作成

（外国産の希少種の保護）

ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種

二国間渡り鳥等保護条約（協定）通報種

個体等の取扱規制

国内希少野生動植物種（第４条第３項）

- 捕獲等の禁止（第９条）
- 譲渡し等の禁止（第12条第１項）※
- 販売目的の陳列・広告の禁止※（第17条）
- 輸出入の禁止（第15条第１項）※

※特定国内種は適用除外（第 12 条第 1 項第 3 号等）。特定国内種事業として行う場合には届出が必要（第 30 条）

国際希少野生動植物種（第４条第４項）

- 譲渡し等の禁止（第12条第１項）
- 販売目的の陳列・広告の禁止（第17条）
- 輸出入時の承認の義務付け（第15条第２項）

下記の場合例外的に譲渡し等が可能

- 法第 20 条に基づく、環境大臣（又は登録機関）の「**登録**」を受けた場合（第12条第１項第５号）
- 象牙等で全形を保持しないものを譲渡しする場合（第 12 条第１項第３号）
  ※特定国際種事業として行う場合には届出が必要（第 33 条の 2）

生息地保護

生息地等保護区の指定(第 36 条第１項)

９地区指定（885ha）

○環境大臣指定
○環境省（地方環境事務所）が保護管理

保護増殖

保護増殖事業計画(第 45 条第１項)

63 種（亜種を含む。）に関する計画策定

○環境省（＋各省）が策定（告示）
○環境省の保護増殖事業